





という。)附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給月額に相当するものを含み」と、同条の規定による俸給とあるのは平成十七年改正法附則第十一條の規定による俸給及び原子力安全基盤機構解散法附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給月額に相当するもの」と、同条第一項第一号中「俸給の特別調整額」とあるのは「俸給の特別調整額(原子力安全基盤機構解散法附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給の特別調整額に相当するものを含む。以下同じ。)」とする。

第六条 原子力規制委員会職員となつた者(施行日の前日において国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員に相当する機構の職員であつた者に限る。)の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員(同項に規定する職員に相当するものに限る。)としての引き続いた在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第七条 施行日の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた機構の職員で、施行日に内閣共済組合(国家公務員共済組合法昭和三十三年法律第八十八号)第二百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第三条第一項の規定により内閣環境省を含む。に属する職員となつた者(原子力規制委員会職員となつた者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び法人国立環境研究所の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員となつた者(原子力規制委員会職員となつた者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二十六条の五第一項の規定の適用について、その者は、施行日前の健康保険法によ

る保険給付を受けることができる者であつた間(機構の職員であつた間に限る。)内閣共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行

前に健康保険法による保険給付を受けていた

場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち

健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支

給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該

傷病による障害について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第八十五号)による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用につれては、これらの者が引き続き内閣共済組合の組合員である間(原子力規制委員会職員であつて、かゝることによる障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。)

4 機構の職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。)」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 機構の職員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と

厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第

施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(機構の職員であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。)と當該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2 機構の職員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 機構の職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。)」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 機構の職員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と

厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上

となるものに係る国家公務員共済組合法附則第

十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止に伴う経過措置)

第九条 機構の役員又は職員であつた者に係るそ

の職務上知ることのできた秘密を漏らしてはな

らない義務については、施行日以後も、なお従

前の例による。

第十一条 この法律の施行の際に旧法附則第四条

規定によりなお従前の例によることとされる場

合における施行日以後にした行為に対する罰則

の適用については、なお従前の例による。

(政令等への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この

法律の施行に關し必要な事項は、政令(人事院

の所掌する事項については、人事院規則)で定

めめる。

第十三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

関する法律の一部改正

第十四条 第六章の三 機構の行う溶接検査等

規制に関する法律の一部を次のように改正す

る。

目次中「第六章の三 機構の行う溶接検査等

規制に関する法律の一部を次のように改正す

る。

第十六条の三第三項及び第四項を削る。

第十六条の五第三項及び第四項を削る。

第四十三条の三の十一第三項を削る。

第四十三条の三の十二第六項及び第七項を削

る。

第43条の3の3の3の3項中「第七項」を

削る。

第43条の3の3の3項中「第六項」を削る。









平成二十五年十一月十五日印刷

平成二十五年十一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A